

大野に来て見て移住活動応援補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第191号)

改正 令和4年3月31日告示第132号
改正 令和5年3月27日告示第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住の促進を図るため、現地活動に要する交通費や宿泊費等の費用に対し、大野に来て見て移住活動応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 本市への移住を検討する者で次のいずれかに該当するもの

ア 県外に居住している者

イ 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）をいう。）に在学するため市外に居住する者

(2) 現地活動 移住希望者による本市移住担当窓口等への相談、不動産業者を介しての物件下見、市内企業に就職することを目的とした企業訪問等、本市への移住に向けた事前の活動（ただし、公務員採用試験の受験を除く）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、現地活動を行う20歳から49歳までの移住希望者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、1の世帯につき、1人までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、現地活動に要した費用のうち、補助対象者が支払った別表1に掲げるものとする。ただし、国、県、企業等から交通費の支給又は補助を受けている場合は、その対象となる経費を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、別表2に定める額を上限とする。ただし1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助対象者は、現地活動の出発前(原則として現地活動出発日の7日前まで)に、大野に来て見て移住活動応援補助金活動計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者の居住地が福井県外であることが確認できる書類の写し

(2) 補助対象者の生年月日が確認できる書類の写し

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 補助対象者が補助金を受けようとするときは、現地活動からの帰着日から30日を経過する日又は現地活動からの帰着日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに大野に来て見て移住活動応援補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 現地活動実施証明書(様式第3号)

(2) 領収書、切符等交通費が証明できるものの写し

2 補助金の交付申請は、1事業年度において1人当たり1回を限度とする。

(実績報告の特例)

第8条 規則第10条の規定による実績報告については、前条の規定による申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助対象者に通知するとともに、速やかに申請のあった口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段による補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年告示第132号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第128号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。